

## 第5章

## 実施計画

## 第5章 実施計画

### 基本目標 1 ささえあう意識づくり

#### 実施計画 1 広報活動の充実強化

地域福祉に関する情報や地域での活動や取り組みに関する情報を発信していくことは、福祉課題・福祉活動への関心を高めるためだけでなく、地域の福祉力を高めるためにも不可欠であることから、幅広い年代の方々に関心を持っていただける情報発信に努めます。また、地域福祉の情報にふれる機会が増えることで、あまり関わりのなかった方についても地域福祉がより身近なものとなり、社協活動を理解・支援して下さる方が増えるように取り組みます。

- 1 西予市社協広報「おあしす」の発行
- 2 ホームページ、フェイスブックを活用した情報の発信
- 3 地域における広報・啓発活動
- 4 (旧町ごとの)支所だより及び本所だよりの発行
- 5 西予市社会福祉大会の開催
- 6 「地域福祉フォーラム」の開催

#### 実施計画 2 福祉教育の推進

福祉教育は、学校等で子どもたちに行われる教育だけでなく、地域住民が地域での福祉活動を通じ、一人ひとりが地域の福祉問題に気づき、共有し、その解決に向けて協働していく、気づきと学びのプロセスとなります。

この福祉教育のプロセスは、地域福祉を推進していくために重要なものであり、「子どもの豊かな成長」と「地域福祉の推進」という2つの側面があります。

現在の地域福祉を担う人材への啓発、また、次世代の地域福祉を担う人材の育成の2つの視点からの福祉教育を進め、他者への思いやりの心を育てていくとともに、地域福祉の推進のための理解者・支援者の拡充に取り組みます。

- 1 福祉教育の推進
  - (1) 福祉協力校の指定
  - (2) 高齢者疑似体験資材の貸出・出前講座の実施
  - (3) コミュニティースクール<sup>※5</sup>導入に関する協力
- 2 高齢者に関する介護知識・技術等普及・促進並びに啓発

- (1) 介護教室等の実施
- (2) 高齢者擬似体験資材の貸出
- (3) 介護予防サポーターの活動支援と養成の協力

### 3 外国人や性的マイノリティ<sup>※6</sup>など多様な生き方・文化の尊重

- (1) 関係機関と連携による、多文化共生の地域づくりの研究
- (2) 社協内部や関係機関との研修会等による、多様な生き方・文化への専門性の向上

### 4 合理的配慮<sup>※7</sup>の推進

- (1) 合理的配慮についての理解の浸透を通じた、障がいのある人の社会参加の促進
- (2) 社協内部や関係機関との研修会等による、合理的配慮への専門性の向上

※5 コミュニティースクール … 学校運営協議会を設置し、学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に積極的に意見を反映させることで、一緒に協力しながら子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みです。

※6 性的マイノリティ … 同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことをいいます。

※7 合理的配慮 … 障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）が求められるものです。その内容は、障がい特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

## 実施計画 3 寄付文化の醸成

地域福祉活動への参加方法の一つとして、まごころ銀行や赤い羽根共同募金、地域歳末たすけあい募金、日赤の活動費など、寄付を促進する取り組みを進め、寄付文化の醸成を図ります。

### 1 西予市まごころ銀行の運営と寄付金活用事業の促進

- (1) 預託者の意志に基づく有効活用事業の実施
- (2) 西予市まごころ銀行運営委員会の開催
- (3) まごころ銀行助成要綱に則った「福祉団体等」への助成

### 2 愛媛県共同募金会・西予市共同募金会との連携と共同募金及び歳末たすけあい運動並びに日本赤十字社活動資金募集への協力

- (1) 配分金の活用による募金活動への理解促進

(2) 日本赤十字社活動資金募集への協力

### 3 クラウドファンディング<sup>※8</sup>を活用した寄付の募集に関する研究

※8 クラウドファンディング …「群衆（クラウド）」と「資金調達（ファンディング）」を組み合わせた造語で、「インターネットを介して不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達する」ことを指し、新たな資金調達の仕組みとして近年注目されています。

## 基本目標 2 つながり・ささえあう地域づくり

### 実施計画 1 民生児童委員との連携

地域福祉に対するニーズが多様化する中、地域住民の福祉ニーズの把握、情報の提供、関係機関への調整などを行う民生児童委員の役割は年々重要性が高まっています。地域福祉の推進役としての役割は社会福祉協議会と共通しており、民生児童委員とより一層連携を密にして、地域福祉活動の充実を図っていきます。

#### 1 民生児童委員との協働及び活動への支援

- (1) 心配ごと相談事業の実施
- (2) 見守りを兼ねた給食サービス・オムツ配布等の実施

#### 2 安心キットの普及・啓発

まごころ銀行の財源により整備した「安心キット」の普及・啓発を民生児童委員と協働し推進する。

### 実施計画 2 生活支援体制整備事業の推進

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者などが西予市を含め全国的に増加しています。このような中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、つながりや生きがい、役割を持ちながらいつまでも暮らし続けることができる西予市を目指し、地域の高齢者の支援ニーズと地域資源の状況把握に努め、それらの見える化や問題提起、地縁団体等多様な主体への協力依頼等の働きかけ、関係者のネットワーク化、目指す地域の姿や方針の共有を行います。併せて、地域の実情に応じた生活支援の担い手の養成や住民主体による活動の支援など、生活支援体制の基盤整備に向けた取り組みを図ります。

- 1 生活支援コーディネーターの配置
- 2 「支えあい推進会議」（協議体）の設置
- 3 地域支援の担い手の養成や住民主体による活動の支援
- 4 地域の集いの場づくりの推進
- 5 地域資源（地域の「宝物」）の見える化と育成

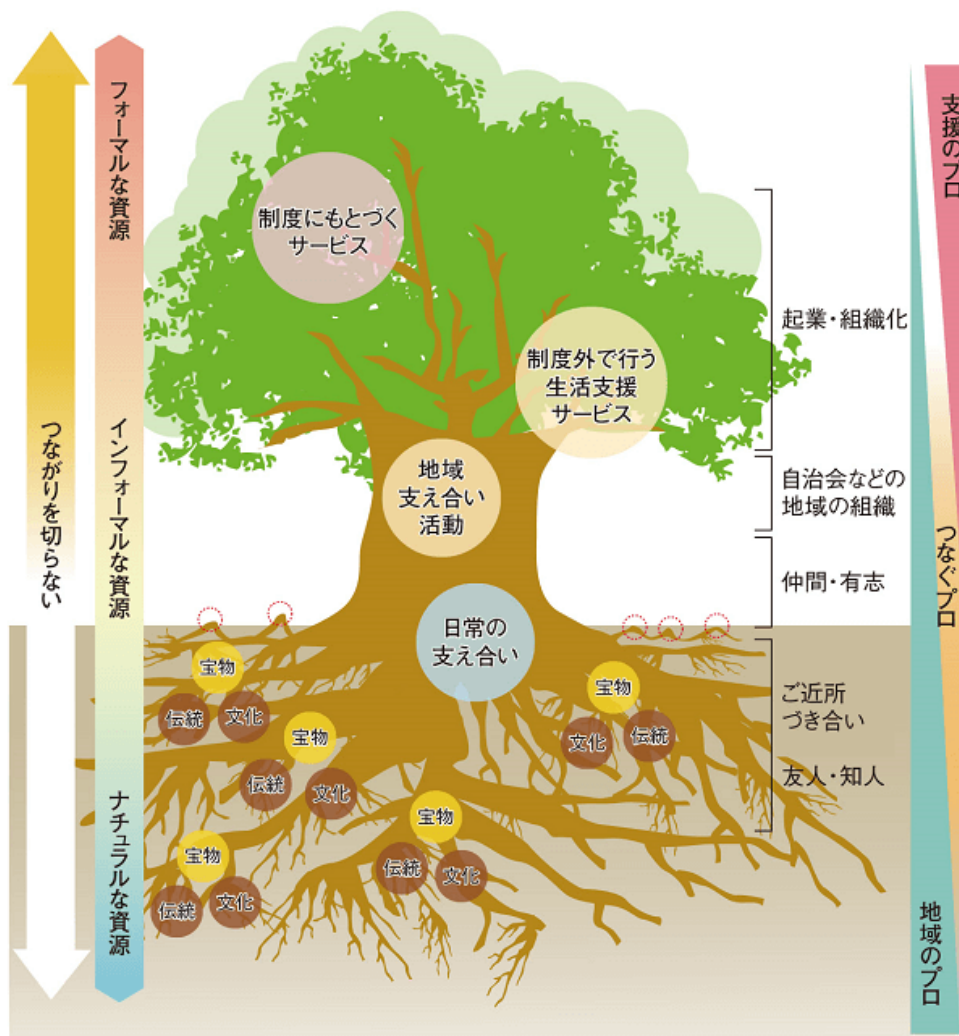
## 生活支援体制整備事業での地域資源の「見える化」と「育成」について

地域での日常の交流は、支えあい活動の基盤です。人の住むところには、地域独自の文化と伝統が育まれ、さまざまな知恵や工夫、技によって暮らしが営まれています。

たとえば、隣近所とのあいさつやお茶飲みは、ゆるやかな見守りにつながっていますし、立ち話や趣味のサークルは情報交換の場でもあります。これらは日常の当たり前の営みであるため、地域住民自身、この大切さに気づいていない場合が多く、それゆえに外部の人にはなかなか見えてきません。その地域に暮らしている人の知恵や工夫・技、特段意識しないでやっている支えあいなどを、西予市社協では地域の「宝物」と呼んでいます。

図1のように、地中の根っこの部分に「宝物」があります。このような宝物を大事に育むことが、豊かな地域づくりにつながります。

(図1) 地域づくりの木



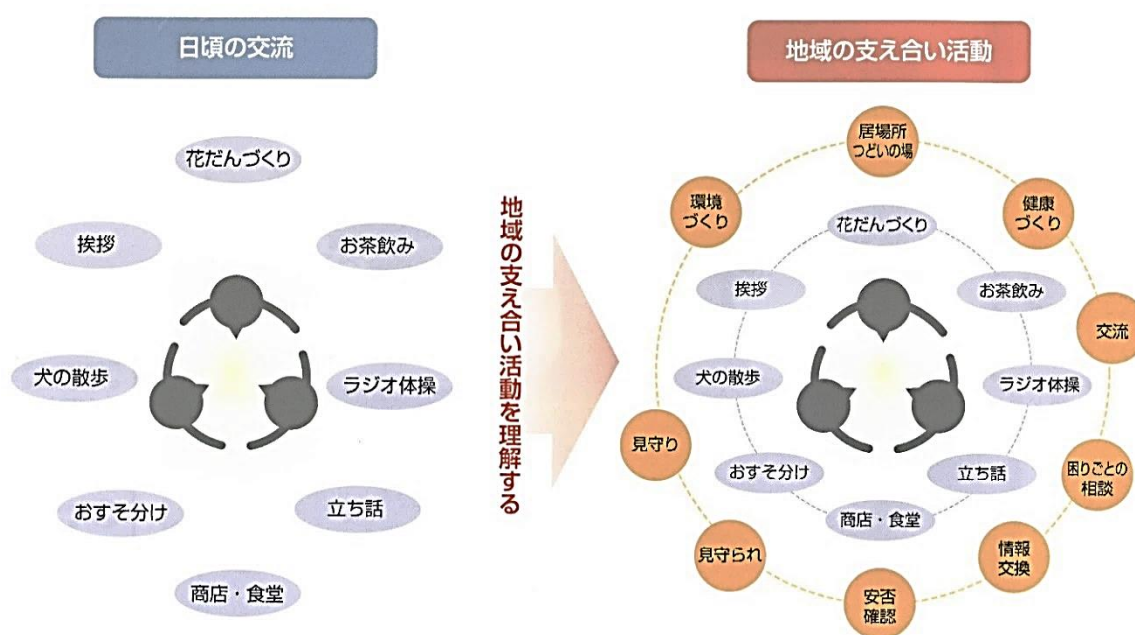
「宝物」を見つけたら、その取り組みがより輝くように、みんなで共有することが大切となります。何気なく行っている毎朝の犬の散歩が「健康づくり」や「見守り活動・見守られ活動」になっているかもしれません。また、町内会・老人クラブなどが行う定期的な花だんづくりが環境づくりだけでなく、地域の「つどいの場」や「情報交換」になっているかもしれません（図2）。

このような地域の営みを見つけて、つないでいくと、結果的に支えあいのネットワークができて生活を支援する体制になります。

その役割を果たすのが、生活支援体制整備事業の『生活支援コーディネーター』と『協議体』であり、住民の方と一緒に地域の「宝物」を見つけ出し、育むことを通して、誰もが住みよい地域づくりを目指していきます。

（図2）

## 日頃の交流を意識化



### 【参考資料】

特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター（CLC）



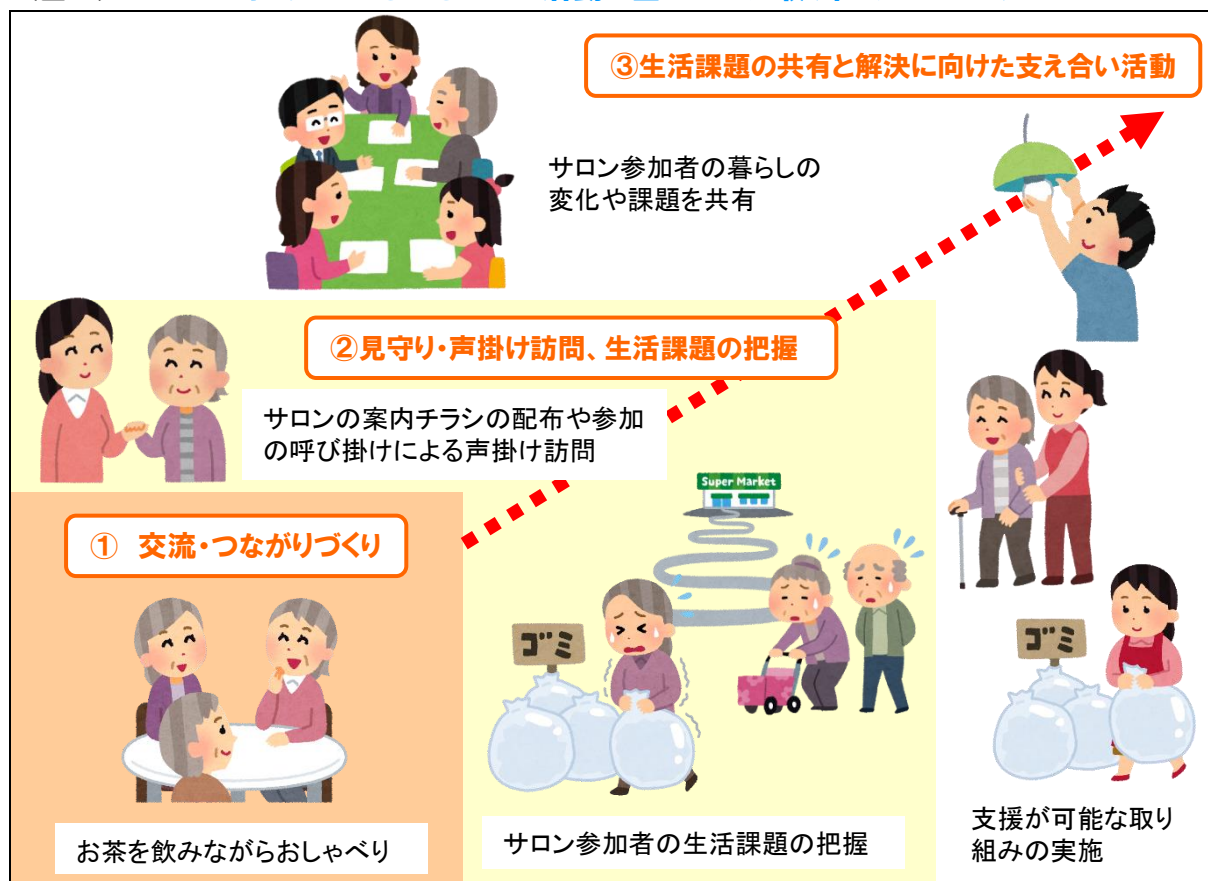
### 実施計画 3 小地域活動の活性化に関する地域福祉事業及び活動の推進

身近な地域で課題解決に向け、住民同士が支え合い、解決する仕組みづくりを行うため、小地域福祉活動の推進に努めます。

また、地域で互いに支えあう関係を築くためには、まずは住民同士が知り合ってつながることが必要であり、地域の交流・つながりづくりの場として「ふれあい・いきいきサロン」において、「仲間づくり」「居場所づくり」「生きがいつくり」の活動が展開されています。サロンなど小地域での活動を通じて、お互いの顔が見えるエリアにおける住民同士による支え合い活動の基盤づくりを図り、地域で孤立しがちな生活課題を抱えた気になる方を意識しながら、見守りや日常生活のちょっとした困りごとをできる範囲で手助けができる関係づくりを進めます。

- 1 ふれあい・いきいきサロン事業の推進・充実
- 2 西予市生き生きシニアポイント事業の実施
- 3 地区社会福祉協議会の活動推進
- 4 地域食堂の推進
- 5 移送支援に関する活動の研究
- 6 障がいのある人を対象としたサロン事業の推進

(図3) ふれあい・いきいきサロン活動を基盤とした取り組みのイメージ





## 実施計画 4 ボランティア活動への支援

ボランティア活動の基本的な性格として、「自発性」「無償性」「公益性」「創造性」があります。今日のボランティア活動は当事者の支援活動だけでなく、環境、文化、保健・医療、国際協力に関わる支援など活動領域は拡大しています。そしてボランティア自身も「生きがい」「自己実現」といった考えが強くなりました。また、ボランティアはちょっとした出会いや気づき、こだわりや思いつきから活動が始まることが少なくありません。

西予市社協は、ボランティアセンターの基盤強化を図ると共に、各団体の連絡調整を図り、地域活動に取り組むボランティアの養成講座やボランティアの啓発活動に努め、ボランティア活動に取り組みやすい環境を整備します。

また、今後は実費等を必要とするボランティア活動も想定されるため、多様な活動のあり方とその連携について検討します。

- 1 ボランティア活動に対する情報の収集・提供及び啓発
- 2 各種ボランティア講座・研修会の開催
- 3 ボランティア活動保険の加入促進

## 実施計画 5 地域みんなで支える子育て支援の推進

西予市社協では、誰もが安心して子どもを育てられる地域を目指し、地域全体で子育てを行うという意識を高め、住民グループや次世代に向けての人材の育成などを支援し、地域ぐるみで子どもを安心して健やかに育てられる環境づくりを推進します。

- 1 子育てサロンの推進
- 2 子育て支援講座（「わたしへのごほうび講座」等）の開催
- 3 「こども食堂」及び「地域食堂」※<sup>9</sup>の推進
- 4 ファミリーサポートの研究
- 5 学習支援に関する研究

※<sup>9</sup> 「こども食堂」「地域食堂」… 地域住民や自治体が主体となり、無料または低価格帯で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場です。貧困家庭の子どもへの支援に限らず、家庭における共食が難しい子供たちに対し、共食の機会を提供する役割も担っています。また、参加対象を設けず、子どもからお年寄りまで誰もが気軽に参加でき、地域の人々をつなぐコミュニケーションの場として、「地域食堂」の取り組みも全国で広がっています。

## 実施計画 6 災害ボランティア活動に関する研究及び啓発

平成30年7月豪雨で西予市は甚大な被害が発生し、また、大規模な災害が全国で多発しています。地域において市民が安心して生活を送るため、日頃から災害に対する安心・安全なまちづくりが求められます。

そのためには、地域において自治会を主とした防災意識の向上のほか、災害弱者と言われる要配慮者に対する支援体制の充実が必要です。災害発生時及び復興には、行政や関係機関の力だけでなく多くのボランティアの力が必要となってきます。西予市社協は、災害が発生した時これまで培ってきたネットワークを生かし、被災者に寄り添った支援が円滑に行えるよう災害ボランティアセンターの設置体制の充実を図ります。そのために災害ボランティアセンターの運営等に携わることのできる人材の育成、並びに関係機関の連携を目指した、災害ボランティアのネットワーク拡充に努めます。

- 1 災害ボランティアセンター中核スタッフ養成プログラムへの参加
- 2 災害時対応マニュアルの再検討
- 3 災害ボランティアセンター設置訓練の研究
- 4 災害ボランティアに対する意識の啓発
- 5 災害ボランティア養成講座の実施
- 6 災害時連携を念頭に置いたネットワークの推進・構築
- 7 要配慮者の支援に関する研究
- 8 感染症対策に配慮した災害ボランティアセンターの運営に関する研究

## 実施計画 7 新型コロナウイルスに対応した新たな地域福祉の推進

新型コロナウイルスの感染拡大により、人と人とが互いに距離を取り、接触する機会を減らすことが求められ、地域住民によるふれあい・いきいきサロン等の「集いの場」やボランティア活動は休止や延期等の活動自粛を余儀なくされています。

こうした活動に支えられてきた高齢者などは社会参加の機会を失くし、閉じこもりがちな生活になってしまうなどの課題が生じています。

今後、地域住民のくらしが新しい生活様式へ移行していくことに併せて、「with コロナ」に対応した新たな地域福祉を推進していきます。

- 1 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した、ふれあい・いきいきサロン等の地域の「集いの場」の推進
- 2 電話やスマホなどを活用した、安否確認・交流活動についての情報提供
- 3 手作りマスク作り等、コロナ禍での新しいボランティア活動の推進
- 4 オンラインによる研修会や講座の開催

## 実施計画 8 小規模多機能自治（地域づくり活動センター【仮称】）との連携

「自分たちの地域は自分たちの手で」を基本理念に、地域住民自らが総働によって、主体的・積極的に地域づくりに挑む小規模多機能自治（地域づくり活動センター【仮称】）の取り組みが進められています。

町内会・自治会などの地縁型団体に求められる役割が従来の行事・活動から、安心・安全を高めるための福祉などを中心とした事業に進化する中、地域づくりを行う組織との連携を図り、そこに住む誰もが、お互いに支え合い、助け合い寄り添いあえる地域づくりを目指します。

- 1 西予市地域づくり活動センター市民検討委員会への参画
- 2 せいよ地域づくり円卓会議への参加
- 3 地域づくり組織及び公民館との連携・情報共有

## 基本目標 3 福祉サービスの充実と包括的な相談体制づくり

### 実施計画 1 相談体制の充実

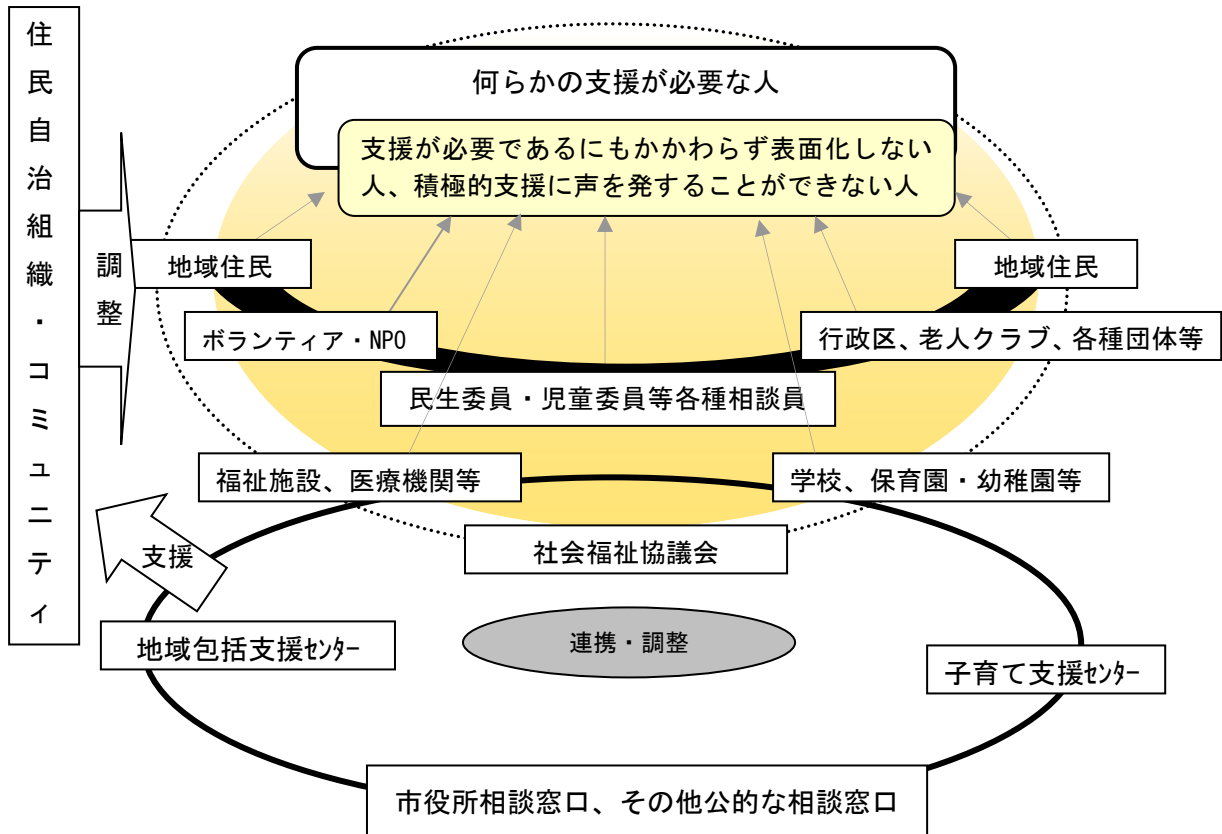
西予市社協は福祉の総合相談窓口として、心配ごと相談を始めとする各種相談窓口により、相談者の適切な問題解決に努めています。

しかし、生活課題が近年ますます複雑化、深刻化し、地域住民の中には、相談できずに悩んでいるなど潜在的なニーズがあることもうかがえます。

そのため、積極的に地域でニーズの把握や相談窓口の周知を行うとともに、各相談機関、団体との連携を強化し、素早い解決につながるよう相互のネットワークづくりに努め、個別の支援から地域の支援につなげていけるよう図ります。

- 1 総合的な相談支援体制の整備
- 2 法律相談等の専門相談の実施
- 3 地域包括支援センターとの協働による介護・福祉・認知症相談の実施
- 4 民生児童委員定例会及び地域ケア会議等での情報共有

(図 4) 地域における相談ネットワーク体制の確立



(第2次西予市地域福祉計画より)

## 実施計画 2 福祉サービスの充実

近年、核家族化や高齢化が進む中で、人間関係の希薄化、個人の価値観の違い、また認知症高齢者の増加等様々な要因が複雑に絡み合う複合的な原因から、生活課題も多様化しています。

こうした中、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活が送れるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築を実現することが求められています。

そこで、西予市社協では介護保険や障がい者総合支援及び介護予防・日常生活支援総合事業などの各種福祉サービスを安定的に提供する体制づくりを行うとともに、利用者の生活の質の向上や自立に向けて質の高いきめ細やかなサービスの提供を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症に対して、最大限の感染症対策を行いつつ、必要なサービスを継続的に提供する体制の構築を図ります。

### 1 介護及び介護予防サービス部門等の適切な運営

- (1) 介護保険サービスの提供
- (2) 障がい福祉サービスの提供
- (3) 総合事業における介護サービスの提供
- (4) 総合事業における通所型サービス
  - ・緩和した基準によるサービスの提供（本所・城川支所）
- (5) 訪問介護事業における特定事業所加算事業所としての運営強化
- (6) 訪問介護事業所（本所・宇和・城川）、出張所（明浜・三瓶・惣川）の効率的な運営

### 2 福祉人材養成・確保に関する事業の実施

質の高い福祉人材の養成・確保及び介護技術等の充実強化と普及を推進する。

### 3 訪問介護員資質向上の推進

- (1) 各種技術向上研修会への参加
- (2) 介護福祉士資格取得支援事業の実施

### 4 介護支援専門員資質向上の推進

- (1) 現任研修会への参加
- (2) 各種研修会への参加
- (3) 資格取得及び更新研修費助成事業の実施

### 5 介護用品販売事業

明浜支所において介護用品（紙オムツ）の販売を実施

### 6 新型コロナウイルス感染症への対応

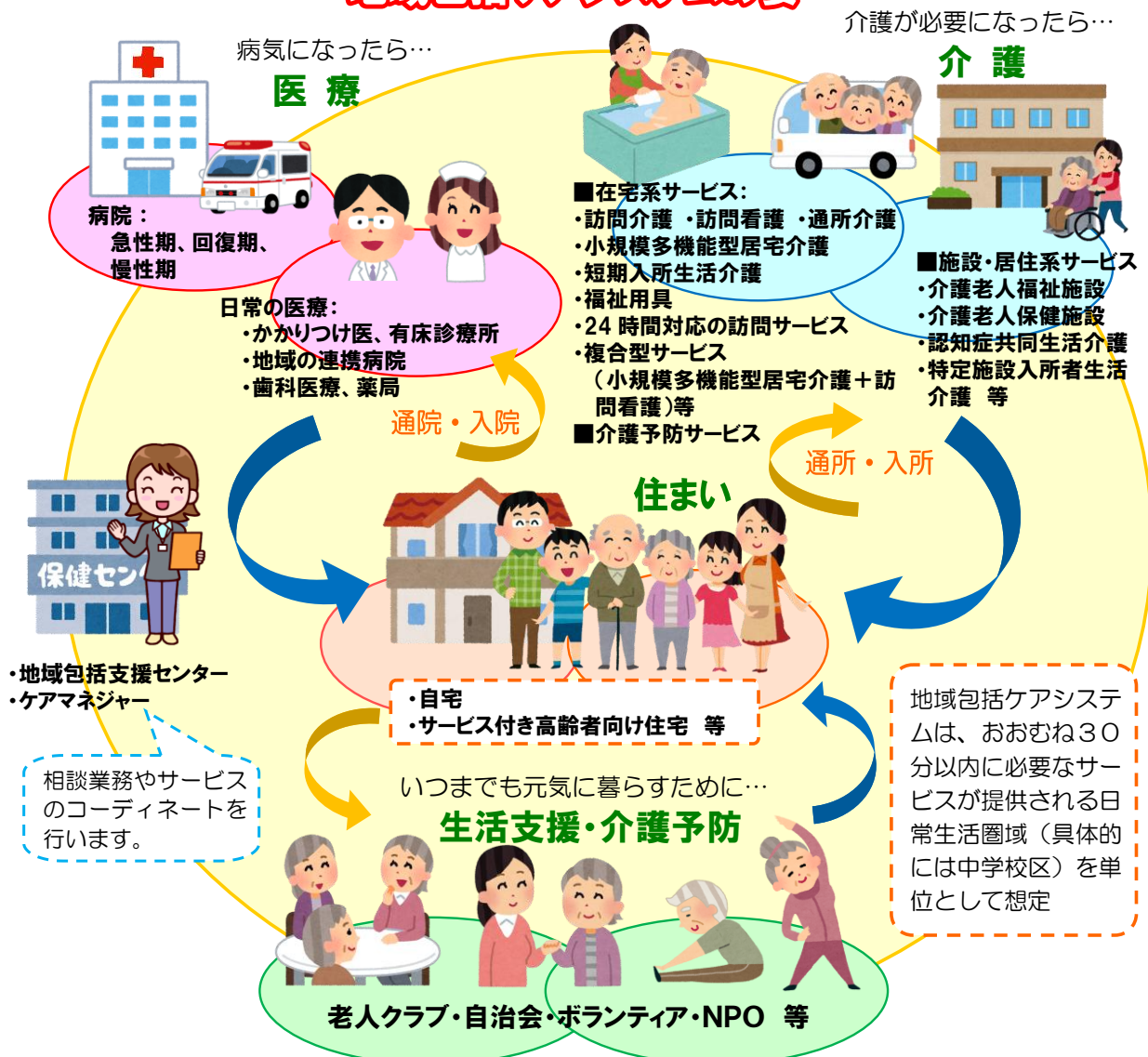
- (1) 十分な感染防止対策を前提とした介護サービスの提供
- (2) 感染症対策に必要な物資の確保

(図5)

## 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

### 地域包括ケアシステムの姿



出典：厚生労働省老健局振興課「介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方」

## 基本目標 4 安全・安心のまちづくり

### 実施計画 1 福祉サービス利用援助事業の推進（日常生活自立支援事業）

西予市社協は、認知症や障がい等により福祉サービスの手続きや日常的な金銭管理に不安がある方を支援する、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を、愛媛県社会福祉協議会から受託して行っています。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、この事業が社会全体に理解され、多くの方が安心して生活が送れるよう周知を図り、利用促進に努めます。

また、利用者の多くは、複合的な課題を抱えており、困難ケースも見受けられ、この事業単独では解決できないこともあります。事業を推進するうえからも他職種との連携が必要であり、専門員及び生活支援員の資質向上にあたり、積極的な研修の受講に努めます。

- 1 福祉サービス利用援助事業の推進（愛媛県社協：受託事業）
- 2 生活支援員の活動支援

### 実施計画 2 成年後見制度の推進

核家族化の進行、高齢者世帯、ひとり暮らし世帯が増加する中、認知症等で自分の金銭の管理や身の回りのことができなくなった時への不安を持つ高齢者や、親亡き後、障がいのある我が子の生活を心配する親等、全国的に成年後見に対するニーズは高まるとともに、同制度を利用する人は年々増加の傾向にあります。

このような状況に対し、判断能力が十分でなくなっても、地域で安心して暮らすことができるよう、制度の周知を図るとともに、西予市社協が成年後見人となる法人後見事業を実施し、意思決定が困難な人の支援を行います。

- 1 成年後見人後見業務の実施
- 2 法人後見運営委員会の運営
- 3 法テラス、関係機関との連携
- 4 成年後見制度利用促進基本計画との連動
- 5 成年後見制度の啓発

### 実施計画 3 地域ささえあいセンターの運営

平成 30 年 7 月豪雨で被災された方々に対し、被災生活における孤立を防ぎ、生きがいを育み、豊かなかかわりを生み出すこと、そして被災者一人ひとりが早期の生活再建を実現することを支援するため、地域ささえあいセンターの運営を行います。応急仮設住宅・みなし仮設住宅・在宅等の被災世帯を訪問し、困りごとや各種相談への対応、交流の場づくりなど



の支援を一体的に取り組みます。また、被災者の復興状況に合わせた伴走型支援を行います。

- 1 生活支援相談員の配置
- 2 個別訪問の実施（相談）
- 3 生活再建に必要な情報の提供
- 4 行政や関係機関との連携
- 5 住民が交流する場所づくり（サロン活動等）
- 6 伴走型支援体制の確立

#### 実施計画 4 援助及び生活支援

行政で実施している生活困窮者自立支援事業（福祉総合相談センター）と連携を図りながら、生活に困窮している方々の実情やケースに合わせ、身体や心情、金銭面での相談指導など身近な相談窓口として寄り添い、地域で安心して生活できるような体制を築いていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した方に対して、生計維持のための支援を行います。

- 1 生活福祉資金貸付事業の実施
- 2 緊急食糧支援ネットワーク事業の実施
- 3 生活困窮者自立支援制度における福祉総合相談センター（市）との連携
- 4 フードドライブ<sup>※10</sup>実施体制の研究
- 5 緊急小口資金及び総合支援資金（生活支援費）の特例貸付の実施

※ 特例貸付の実施は、国が定める期間内とします。

※10 フードドライブ … 家庭で余っている食品を学校・地域・職場などで持ち寄り、それらをまとめてフードバンク<sup>※11</sup>などに寄付を行い、地域の福祉団体や施設、生活困窮者など必要としている方へ提供する活動です。欧米諸国では食品ロスを削減する取り組みとして広く浸透しており、日本でも徐々に認知が広がっています。

※11 フードバンク … 「食料銀行」を意味する社会福祉活動で、包装の印字ミスや賞味期限が近いなど食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材をNPO等が食品メーカーから引き取って、食べ物に困っている人や福祉施設等にお届けする活動です。1960年代に米国で始まり、日本でも2000年頃から行われています。

## 基本目標5 信頼される社会福祉協議会づくり

### 実施計画 1 社会福祉協議会の基盤強化

西予市の地域福祉の拠点として様々な課題に取り組み、市民に信頼される社会福祉法人であり続けることを目指し、法人の適切な運営を行います。そのために西予市、西予市民生委員・児童委員協議会、西予市行政連絡協議会、各ボランティア団体、社会福祉法人等の各関係団体とより一層連携し、理事会や評議員会等を適宜開催し、運営方針をはかりながら事業を推進していきます。

また、社協の役職員自らが研鑽に努め、地域福祉の方向性を見極め、市民に信頼される社会福祉協議会を目指します。

#### 1 西予市社協の運営体制の整備と基盤強化

- (1) 理事会、評議員会、監査会の開催
- (2) 評議員選任・解任委員会の開催
- (3) 役職員研修等の実施
- (4) 円滑な事業実施体制の構築
- (5) 経営会議及び業務執行会議の開催
- (6) 関係機関・団体との連絡調整及び連携強化
- (7) 事務処理の効率化とコストの削減
- (8) 社協会員制会費の拡充や共同募金配分事業による自主財源の計画的造成
- (9) 情報公開への適切な対応
- (10) 個人情報保護法及びマイナンバー法に基づく情報管理体制の構築
- (11) 諸規程の整備

#### 2 地域福祉推進力の強化

- (1) 地域福祉の企画・立案機能（新規事業）の体制整備
- (2) 西予市社協職員に対する研修会への積極的参加及び研修事業の実施
- (3) 総合事業に対応する生活支援サービスの研究・整備
- (4) 職員の資格等取得の促進

#### 3 地域福祉活動の推進

市民が福祉サービスをより身近な地域で受けられるよう、地域福祉係による支所活動の充実を図り安心して暮らせるまちづくりに取り組む。

#### 4 地域福祉活動計画の見直し

- (1) 推進委員会の開催
- (2) 住民座談会の実施方法の見直し

- (3) 行政が策定する「地域福祉計画」との連携及び情報収集
- (4) 地域福祉活動計画書の見直し
- (5) 中間評価に向けた推進委員の選任及び推進委員会の開催

## 実施計画 2 関係機関との連携強化

社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」として、地域共生社会の実現に向けた多様な実践が求められており、西予市においても地域共生社会の実現を目指し、包括的な支援体制を確立するうえで、行政・社会福祉協議会・社会福祉法人の連携を強化することが、ますます重要となります。

地域社会における包括的な支援体制の構築に向けて、社会福祉法人として一層積極的かつ効果的な実践を積み重ねていくための方策を、各法人間で情報共有を行いながら検討していきます。

- (1) 社会福祉法人連絡協議会の開催
- (2) 法人間のネットワークの構築
- (3) 法人の連携による福祉教育に関する事業の推進
- (4) 法人の連携による成年後見制度の受任体制の整備に関する研究